

平成22年 第4回

南会津町議会臨時会 会議録

南会津町議会

平成 22 年第 4 回南会津町議会臨時会 第 1 日

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 22 年 11 月 25 日 (木曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 102 号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 103 号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 104 号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 105 号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 106 号 平成 22 年度南会津町一般会計補正予算 (第 5 号)
- 日程第 8 議案第 107 号 平成 22 年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議案第 108 号 平成 22 年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 10 議案第 109 号 平成 22 年度南会津町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 11 議案第 110 号 平成 22 年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 12 議案第 111 号 平成 22 年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 13 議案第 112 号 平成 22 年度南会津町水道事業会計補正予算 (第 2 号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21 名)

| | | | | | |
|------|---------|----|------|---------|----|
| 1 番 | 湯 田 哲 | 議員 | 2 番 | 渡 部 俊 夫 | 議員 |
| 3 番 | 高 野 精 一 | 議員 | 4 番 | 馬 場 信 作 | 議員 |
| 5 番 | 山 内 政 | 議員 | 6 番 | 渡 部 優 | 議員 |
| 7 番 | 星 光 久 | 議員 | 8 番 | 楠 正 次 | 議員 |
| 9 番 | 湊 田 幹 夫 | 議員 | 10 番 | 渡 部 忠 雄 | 議員 |
| 11 番 | 湯 田 秀 春 | 議員 | 12 番 | 星 登 志 一 | 議員 |
| 13 番 | 星 和 男 | 議員 | 14 番 | 平 野 昌 盛 | 議員 |
| 15 番 | 阿久津 梅 夫 | 議員 | 16 番 | 渡 部 東 | 議員 |
| 17 番 | 芳賀沼 順 一 | 議員 | 18 番 | 菅 家 幸 弘 | 議員 |
| 19 番 | 大 竹 幸 一 | 議員 | 21 番 | 五十嵐 司 | 議員 |
| 22 番 | 渡 部 康 吉 | 議員 | | | |

欠席議員（1名）

20 番 児 山 寿 明 議員

説明のための出席者

| | | | |
|---------|---------------|---------|------------------------|
| 大 宅 宗 吉 | 町 長 | 渡 部 龍 一 | 副 町 長 |
| 五十嵐 竹 則 | 教 育 長 | 杉 原 一 成 | 会 計 室 長 |
| 宍 戸 英 樹 | 総 合 政 策 課 長 | 室 井 裕 | 総 務 課 長 |
| 星 光 幸 | 商 工 観 光 課 長 | 馬 場 増 男 | 税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者 |
| 長 沼 芳 樹 | 住 民 生 活 課 長 | 渡 部 仁 | 健 康 福 祉 課 長 |
| 児 山 忠 男 | 建 設 課 長 | 星 恵 助 | 環 境 水 道 課 長 |
| 大 竹 洋 一 | 農 林 課 長 | 齋 藤 友 一 | 農 業 委 員 会 事 務 局 長 |
| 原 田 稔 | 学 校 教 育 課 長 | 酒 井 直 伸 | 生 涯 学 習 課 長 |
| 星 安 晴 | 館 岩 総 合 支 所 長 | 渡 部 文 政 | 伊 南 総 合 支 所 長 |
| 森 秀 一 | 南 郷 総 合 支 所 長 | | |

事務局職員出席者

渡 部 俊 夫 事 務 局 長 星 欣 一 事 務 局 長 補 佐

開会 午前10時10分

◎開会の宣告

○渡部康吉議長 おはようございます。本日は大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は21名であります。都合により欠席する旨届け出のあった議員は20番、児山寿明君であります。

ただいまから平成22年第4回南会津町議会臨時会を開会いたします。

-----◇-----

◎異動職員の紹介

○渡部康吉議長 ここで、執行部より人事異動による異動職員について紹介したい旨の申し出がなされておりますので、これを許可します。

副町長。

○渡部龍一副町長 病気療養中により休職中でありました総務課主幹、杉原一成君を10月1日付により会計室長に発令いたしましたので、ご紹介をさせていただきます。よろしく申し上げます。

-----◇-----

◎開議の宣告

○渡部康吉議長 直ちに本日の会議を開きます。

-----◇-----

◎議事日程の報告

○渡部康吉議長 本日の議事日程は、お手元にご配付のとおりであります。

-----◇-----

◎会議録署名議員の指名

○渡部康吉議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、1番、湯田哲君、19番、大竹幸一君を指名いたします。



◎会期の決定

○渡部康吉議長 次に、日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。



◎議案第102号から議案第105号まで一括上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 ここで議長から申し上げます。

これから議題となります日程第3、議案第102号から日程第13、議案第112号までの議案審議に当たりましては、南会津町議会基本条例第10条の規定により質疑の応答は一問一答の方式で行うものとし、会議規則第55条のただし書きの規定により質疑の回数が3回を超えることを許可し、同規則第56条の規定により、その発言時間は答弁を含めおおむね30分に制限することにいたしますので、その趣旨は簡潔、明確に質疑されるようご協力方よろしくお願ひします。

それでは、関連がありますので、日程第3、議案第102号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、日程第4、議案第103号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、日程第5、議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、日程第6、議案第105号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を一括して議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 おはようございます。

平成22年第4回南会津町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙のところご参集賜りまして、まことにありがとうございます。

今臨時会に提出しています議案数は11件でありまして、補正予算に関する議案以外につきましては、ともに関連性がございますので、一括ご説明申し上げますので、あらかじめご了承願います。

それでは始めに、議案第102号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を十分考慮し、職員の給与について改定を行うものであります。

主な改正内容は、55歳を超える6級在職者の給料月額及び管理職手当を0.9%減額するほか、期末勤勉手当の年間支給割合を0.15月分引き下げ、0.05月から3.9月に改正するものでありまして、施行日は本年12月1日とするものであります。その概要は条例改正等の説明書のとおりでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第103号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を考慮し、議会議員の期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げ、現行3.05月から2.9月に改正するものであります。

なお、6月期の期末手当は既に支給済みとなっていることから、今年度につきましては、0.15月分の減額を12月期で調整し、次年度以降の各期別の支給割合は、条例改正等の説明書のとおりでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、前議案同様、本年度の福島県人事委員会勧告の趣旨を考慮し、町長及び副町長の期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げ、現行3.05月から2.9月に改正するものでありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

次に、議案第105号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案も前議案同様、教育長の期末手当の年間支給割合を0.15月分引き下げ、現行3.05月から2.9月に改正するものありますので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 本議案は、人事委員勧告に基づくものでありますので、やむを得ないと思いますが、何点か伺います。

まず、1つは各……

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君に申し上げます。

今回から質問の方法、ちょっと変わりましたので……

○19番 大竹幸一議員 ええ、わかっています。

○渡部康吉議長 ……最初にどれとどれをやるということをお願いして、それから、一問一答でお願いします。

○19番 大竹幸一議員 はい。

最初は、今提案ありました条例改正に基づいて、金額がどのように減額になるかというようなことについて、まず1点伺います。

それから2つ目は、議案の4ページにある平成22年4月1日以降、55歳に達した職員に対する読みかえというところの2点、これについて質問いたします。

最初の金額の減額についてなんですが、例えば一般補正の23ページを見てみますと、そこに一般職載っていますね。一般職については、6,400万ほどこう減るといふふうに記載していますが、これはずっと各会計合計してみますと、職員と議員と特別職も入ってしまうんですが、全部で7,038万になるかなというふうにかうそろばんはじいたんですが、その辺、そういう計算をしてあればちょっと確認したいと思っております、総額で7,003万8,000かな、金額についてまず伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

全体の合計額というものは、手元ちょっと集計したものがございませんけれども、各会計ごとに、それぞれ給与費明細表がついておりますので、基本的にはここの比較の欄、これを合計

いたしますと、今年度の今回の補正予算に計上された給与、それから報酬等の減額の総額ということになりますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、金額等につきましては、今議員からおただしにありました金額、足せばなるのかなど、こんなふうを考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 2つ目は、先ほど言ひました4ページの55歳に達した職員に対する読みかえというところで、ちょっと私の勘違ひかもしれませんが、これ読むと、平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対して、つまり例へば去年の今ころ55になった人については、その後の4月1日以降にこれ、給料などが減るといふふうにかなるわけですが、そのように読めるわけですが、そうすると、今回の条例の施行が12月1日から、あるいは平成23年4月1日からとなつていますけれども、その55歳の人については、何かこうさかのぼるのかなといふふうにか思うんですが、その辺その条例の解釈でさかのぼるのか、そうでもないのか、その辺をか伺ひます。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答へいたします。

条例の施行日につきましては、本年の12月1日といふことでございますので、今回条例等にあります55歳を超える職員の減額につきましては、ことしの3月31日までに既に55歳になつた職員で12月1日から適用するといふことでございます。

それと、新年度につきましては、これはすべて55歳を超える方の6級在職者の減額につきましては、前年度の3月31日現在で満55歳に達していた者が4月1日以降から適用されると、かといふことでご理解をいただきたいと思ひます。

○渡部康吉議長 19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 質問点についてはわかりましたが、最後に要望といひますか、なりますが、今回の減額で7,000万もの金額が減額になるわけですが、これは長引く不況の中で町民の一般感情としては、やはり公務員については、もっと低くてもいいんじゃないかといふようなかそういう空気もありますけれども、しかし金額が大変大きいといふことで、地域経済に及ぼすその影響も大きいと思ひますね。そこで、この金額に見合うような、例へば農家への対策とか、何かこの金額を生かして今後の活性化するこの方策をか考えてほしいと思ひますけれども、その辺町長に対する要望になりますか、少し考えがあれば伺ひますけれども、その辺いかかでしょうか。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

これは、福島県の人事委員の勧告に基づいてのこのような処置でありますので、特別この分としての考慮するとか、そういうことは考えておりませんが、ただこのような状況であるということは、どんどんまた厳しくなると。そして、この秋口からかけて農業情勢も大変厳しい状況にあると、そのようなことは十分認識しておるところでございます。

そういう中におきまして、今年度を実施できることは実施していきたいと、そのようなことは思っていますけれども、来年度の事業の中でやはりそのようなこともある程度、恒久的といえますか、南会津としての町としての考え方をきちんとやっていければいいのかなと、そのように考えております。特別、約7,000万ぐらい減額されることについてのどうのこうのという具体的なものは持っておりません。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより1議案ごとに討論、採決を行います。

議案第102号 南会津町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第103号 南会津町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第104号 南会津町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第105号 南会津町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第106号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第7、議案第106号 平成22年度南会津町一般会計補正予算（第

5号)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第106号 平成22年度南会津町一般会計補正予算(第5号)についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ5億4,770万3,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ127億3,705万3,000円とするものであります。

補正の内容は、人事異動並びに県人事委員会勧告に基づく給与改定等による人件費の補正と、国の平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費による事業費の追加補正であります。

それでは、歳入からご説明を申し上げます。

第14款国庫支出金は、国の平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費による国庫補助金の追加でありまして、糸沢地区の流雪溝整備に係る社会資本整備総合交付金と、田島小、田島中、南郷中の耐震化事業に係る安全・安心な学校づくり交付金を合わせまして1億9,770万3,000円の計上であります。

第21款町債は、ご説明しました小・中学校の耐震化事業の財源として過疎対策事業債3億5,000万円を計上するものであります。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

まず、各款に計上されています一般職職員の人件費の補正について総体的にご説明させていただきますと、給料は職員の人事異動や会計間異動等による減額分が主な内容でありまして、2,916万1,000円の減額補正であります。職員手当は、期末勤勉手当の支給月数の引き下げによる減額分が1,322万円、職員の人事異動や会計間異動等による減額分が1,862万3,000円でありまして、合計しますと3,184万3,000円の減額補正であります。また、共済費はこれらに連動して396万8,000円の減額補正となりました。給料、職員手当、共済費を合わせた一般職職員人件費全体では6,497万2,000円の減額補正であります。

それでは、各款別に説明させていただきますと、第1款議会費は、議員期末手当と職員人件費の補正で87万8,000円の減額であります。

第2款総務費は、特別職及び一般職の人件費の補正で566万1,000円の減額であります。

第3款民生費は、855万3,000円の減額で、職員人件費の補正を初め各特別会計への繰出金の補正であります。

第4款衛生費は、職員人件費の補正でありまして、332万6,000円の減額であります。

第6款農林水産業費から第7款商工費までは、すべて職員人件費の補正でありまして、款別の補正額のみを説明させていただきます。

第6款農林水産業費は、1,025万8,000円の減額、第7款商工費は1,089万4,000円の減額であります。

第8款土木費は、国の平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費による糸沢地区の流雪溝整備の社会資本整備総合交付金事業について2,550万を追加計上する一方、職員人件費の補正でありまして、最終的には346万8,000円の減額補正であります。

第9款消防費は、職員人件費の補正でありまして、74万9,000円の減額補正であります。

第10款教育費は、職員人件費の補正のほか、同じく国の平成22年度経済危機対応・地域活性化予備費による田島小学校、田島中学校、南郷中学校の耐震化事業費の計上でありまして、5億5,613万4,000円を追加補正するものであります。

第14款予備費は、歳入との関連で3,535万6,000円を追加するものであります。

なお、既定の地方債の変更は、第2表地方債補正のとおりであります。

以上、一般会計補正予算のご説明を申し上げましたので、よろしくご審議を賜り、ご議決くださいますようお願い申し上げます。よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 2点ほどお伺いしたいと思います。

何となくこうわかって、具体的にちょっとどういうことかなということでお聞きしたいと思います。

今回、社会資本整備ということで、一つは、糸沢の融雪溝ということで具体的に説明いただければありがたいかなというふうに思います。

それから、もう一点は、これも学校の耐震化と、我々何となくそれ、わかるんですが、具体的に今度町民に説明する場合、耐震化って実はこうやるんだよというようなことを説明いただければありがたいなど。例えば、県の合庁なんていうのは、何かこうバツテンの印でいかにも縦横にこう補強したような、そういう感じに見受けられるんですけども、今の学校を、あるいは体育館をどういう形にして耐震化をするのか、ご説明いただければありがたいと、こんなふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

糸沢の居平1号線の流雪等整備事業を、今回補正予算ということで計上させていただきました。先ほど、町長、ご説明申し上げましたとおり、経済危機対策の地域活性化予備費対応ということでございまして、事業的には全体事業費1億300万を予定してございます。事業の期間でございますが、19年から24年を予定してございました。今回、この追加予算2,550万をもってしますと、23年、来年度で完成予定というふうにこうもくろみ考えたところでございます。延長的には、726メートルが全延長の予定区間になってございます。ゆえに、残事業としては23年度3,000万、延長にいたしますと約330メートルほど残るといような内容になってございます。

以上、概要でございます。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 お答えいたします。

まず、学校の耐震化の方針でございますけれども、本年度から耐震化工事着手しております。まず、この順位的なものでございますけれども、いわゆるIs値0.3未満をまず優先的に耐震工事をやるというものでございます。主な工事の内容でございますけれども、いわゆる耐震補強、これが一応メインにはなりますけれども、今回の学校はすべて建築後もう30年以上経過しているということで、この際に耐震補強の工事とあわせて、いわゆるその老朽化に伴う大規模改造工事を同時に実施したいというふうに考えております。それぞれの学校ごとの耐震補強の例えば体育館でありますと、基礎からやる部分とか、2階からやる部分とか、いろいろ工夫してございます。あと校舎につきましては、先ほど申しましたように、この際相当老朽化しておりますので、校舎ほぼ全面にわたって改造してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 第7款の商工費に入ると思うんですが、枇杷影にある振興公社の職員、それも今度の給料改定に該当するこの予算なのか、それは別なのか、これが1つ。

それから、関連のある、例えば100%出資のみなみやま観光会社とか、あるいはゴルフ場などは、きょうの質問は例外になると思うんですが、これも準じて給料の問題でお考えがどのようなお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

まず、商工費に計上されている予算につきましては、これはすべて町の職員の分の人件費の補正でございます。お話にありました振興公社ですとか、みなみやま観光ですとか、第三セクターに関するものは、一切ここには入っておりません。

それで、振興公社並びに第三セクター、みなみやま観光株式会社を含めた第三セクターの給与体系につきましては、基本的にはその会社、それから振興公社のほうで判断するものでございますので、町の給与改定イコールそちらに波及するというものではございませんので、それぞれのその経営状況なり、それから他の機関とのバランス等を勘案しながら、そこで決定するものと、こんなふうに認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 9番、湊田幹夫君。

○9番 湊田幹夫議員 総務課長の答弁よりも、例えばみなみやま観光の問題、社長がいるんだよ。それから、ゴルフ場の会社の問題の給料についても、これは総務課長が答弁する問題でないと、私は思うんですよ。やっぱり経営者のこれからの心構えを聞いているんですから、よろしくをお願いします。

〔「議案にはないよ」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 議案の内容と違いますので、別の機会にお願いします。

ほかにございませんか。

〔「情けない、本当に」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1点だけお願いしたいと思っております。

一般補正の19ページ、20ページ。1回、これを学校耐震補強ということで大変大きな金額を要するわけですが、工事の内容というものは、今11番議員ので聞きました。それから、内容はそうなんです、耐震の方法には先ほど柱がこうだという話もありましたが、工法というのがあると思うんですよ。町はどういう工法、例えば体育館であればこういう工法、どこの学校であればこういう工法というものがもし決まっていれば、それをお伺いしたいと思います。

それと、もう一つはこのあとですが、2点ですから、この入札についてどうなのか、その2点をお伺いします。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 お答えいたします。

耐震関係の工法が決まっていればというおたがしでございますが、これから実施設計をする

中で、その構造物に対応する工法を決定していきたいというふうに考えてございます。ただ、施工するときも学校児童が、学童がおいでになりますので、その辺も考慮しながら工法を決定をしてやっていきたいと考えてございます。入札……

〔「学校教育課長」と言う者あり〕

○児山忠男建設課長 まだ。

○渡部康吉議長 いや1つずつ。

○児山忠男建設課長 終わっていいの、終わったのかな、今の部分。

○渡部康吉議長 いや、入札はまた後からやりますので、その工法についてだけ、いいですか。じゃ、17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 学校によって、これから工法を決めるということですが、これ金額出ているんですね。これだけの計算をしているということは、工法は決まっているんじゃないですか。工法なしで決めたのかな、値段。

○渡部康吉議長 建設課長。

○児山忠男建設課長 金額については、おおよその方向づけをしながら確定をさせていただいております。工法という部分を今おただしのおり、このような工法ですというように確定はしてございません。確定していない中で、ある程度の方向づけの工法を想定した中での予算組みというふうに理解をしていただければありがたいと思います。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 はい、了解しました。

一応、これは先ほども町長からも説明ありましたように、経済危機対応の地域特別活性で今年度中につけなければならない予算なので、いろんなことがあると思いますが、耐震は私も工法、いろいろ勉強しました。5つも6つも工法あるんです。その工法によって値段が全然違うんです。ですから、これを予算は一応つけなければはならないので、そうですが、学校あるいは柱、中のほうの仕組み、それによっていろんな工法があるわけです。何でもいいということじゃないので、今後それをしっかりと対応して、なるべく金額も考えながらしっかりとしたものをしていただきたいと、これは要望いたします。

もう一つ、この入札についてですが、前回荒海小の体育館の建てかえのときに番号ということで話がありまして、2回だか、3回、こう延びまして1カ月以上おくれたという経緯がありますね。今回もこういう大きいことですので、もしかするとそういう心配も、私はされるんじゃないかと。もちろん、そういう情報というのはすべてが正確なものではないかもしれませんが

が、今回はそういうことに対してどういう対応を考えているのか、お伺いしたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 ご質問にお答えいたします。

入札すべて、公共事業そのもの、入札にかかわらずですけれども、やはり公平、公正であるべき、透明化されるべきと、そのような考え、それを基本にしていきたいと。いろいろ入札の指名とか、県なんかでも一般競争入札とかということもありますけれども、私の考えといたしましては、このような実情であれば、やはり地元の業者さんに仕事してほしいと、そういう気持ちを強く持っております。そういう中で業者さんもみずからそのような努力をしてほしい。町は、公平、公正、透明化ということは守りたいと、そのように考えています。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 もちろん、公平、公正、透明はもう当然のことですが、前回の2回もストップしたということの後で、議会で12番議員からだっけか、何かそういうことがあるのであれば、文書でその異議申し立てというか、入札の情報がなければ受け付けないなんていう、それは一つの話ですから——ですが、今回も例えばその電話、そういうことでどんどん来た場合には、時間かけてすべて入札のし直しということが、そういうことまで考えているのか、その辺の前回あったことを一つのいい教訓として、何か考えているのかなと、そこをお聞きしたかったんですが。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えをします。

そういう通報に関しましての文書といいますか、あとは決めなのかどうなのかと、そういうことでありますけれども、やはりこれは仮に匿名であっても、重大なものは重大かもしれません。ですから、その状況に応じた判断が私は必要と思います。ですから、それにこだわらずやっていきたいと思いますが、基本的にはある意味同じ、そういうことでやるならば、片方もそれなりの責任を果たしてほしいし、私どももそれなりの危機管理をしていきたいと、そのように考えております。ですから、文書でやろうとか、口頭とか電話とか、そういうことは断ってはいませんが、そのときの状況に応じた判断が必要と、そのように考えています。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 わかりました。私も別に文書でとかなんとかという、そういう意味ではないんですけれども、今こんな時代に仕事もないと、そういう時代に、これだけの大きな仕事であると、いろんなもちろん間違いのない情報も流れる可能性がありますので、町の事業

としてはしっかりとした対応を考えながらやっていただきたいと、こう要望して終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

19番、大竹幸一君。

○19番 大竹幸一議員 1点、一般補正9ページの議員の期末手当、減額に関連して、これ先ほど条例改正のところちょっと終わってしまった質問なんですけど、今後にも関連がありますので質問いたしますが、この前9月議会で議員の報酬の条例改正については、議員が提案するというふうになっていたんですね。しかし、今回条例改正、町長提案でなっているし、それに基づいてこの金額も上がっているわけですが、その辺、議会側と話し合いをして、この人事委員勧告の関連においては町長提案でやるよというような、こう話し合いがあったのかどうか。その辺、今後この人事委員勧告については、議会基本条例との関係で例外扱いなんだというふうにしたら、その辺後からきょう議員の研修会もありますので、そこでもちょっと話ししますけれども、とりあえず町長と議会の間でその話があったのかどうかをちょっと伺います。

○渡部康吉議長 事務局長。

○渡部俊夫事務局長 大変申しわけありませんが、私のほうから説明させていただきたい部分でございまして、議員さんの報酬の関係でございまして、議員さんおただしのおりでございまして、報酬の改定等となった場合については議員提案ということで、そういったことでやっていきたいと考えております。ただし、今回の手当の改正につきましては、人事委員勧告に倣ったという形で、今までの改正方法を取り入れさせていただきまして、町長からの議長あての協議、これは議長あてでありまして、そういった議長のほうでやむを得ないという部分で執行部提案でさせていただいた経緯でございまして、ご理解いただきたいと思います。

○19番 大竹幸一議員 はい、わかりました。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、1点だけ。19ページ、それから20ページの耐震工事について1点だけお伺いをいたします。

まず、この財源について、これ全部、先ほどの説明聞いていますと、学校の塗装を直したりとか、ほかのところも直すようなお話が出ていましたんで、耐震工事だけの金額について、田島小学校、田島中学校、南郷の中学校と3つやるようになっていきますけれども、ここについての財源と耐震についてだけです。財源、例えば国から幾ら出るよとか、それから地方債については、町でこのくらい出るけれども、後々国からこのくらい返ってきますよとか、そういった

詳細について3校の中身をお聞かせいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

基本的に、今回は先ほどお答えいたしていますように地震補強と、それから大規模改造という2つがございます。地震補強につきましては、いわゆる補助率はその配分基礎額2分の1ということになっております。ただIs値が0.3以下の場合、これは南郷中の体育館なんですけれども、これにつきましては、いわゆる補助率が配分基礎額の3分の2ということでございます。それから、大規模改造につきましては、補助率が配分基礎額の3分の1ということでございます。

それで、それぞれの学校ごとでございますけれども、田島小学校、今回第1校舎のほう行きますけれども、これにつきましては地震補強事業費として約1,000万、1,090万程度見込んでございます。これにつきましては、国庫補助の配分基礎額がこれ以上上回っておりますので、これにつきましては、いわゆる全額国庫補助対象になります。それから、大規模改造につきましては1億9,350万、これが見込まれておりますけれども、これに対する国庫補助が4,440万4,000円、起債が1億3,100万というような形でございます。

それから、田島中学校のほうでございますけれども、これにつきましては地震補強の事業費1,370万ですが、これにつきましては、配分基礎額のほうが上回っておりますので、この分については、一応全額補助対象の経費として見込んでおります。大規模改造につきましては、1億8,130万の事業費を見込んでおりますけれども、これに対する国庫交付金が2,233万3,000円、起債が1億5,800万という数字でございます。

それから、南郷中学校でございますけれども、地震補強の事業費が6,350万、これに対する国庫補助が3,199万1,000円、大規模改造のほうが事業費が6,860万、国庫交付金が3,902万9,000円で、残り起債6,100万というような数字が工事だけの概要でございます。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 それでは、田島小学校、中学校、南郷中学については、この予算を計上して工事が終わったとすると、すべて耐震工事が終わりましたという姿になるのかどうか、お伺いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 答えいたします。

いわゆる複数の校舎を持つ学校につきましては、単年度で工事いたしますと、いわゆる授業をするそのスペースがないということで、例えば田島小学校ですと校舎が3校ございます。現在、第3校舎を本年度工事实施しております、来年度いわゆる第1校舎、それから次の年に残りの校舎ということで3カ年計画を予定しております。

なお、田島中学校につきましても、ここも校舎が3棟ございます。田島中の場合は校舎3棟と、それから体育館につきましても耐震化をしなければならないということで、来年度から4カ年計画で耐震化工事を進めてまいりたいというふうに予定しているものでございます。

なお、南郷中学校でございますけれども、来年度耐震化工事を行いまして、その後校舎につきましては、25年に一応耐震化工事を実施したいということで計画をしております。

以上でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今のお答えですと、さらに第2回、3回の耐震工事をやらないと耐震が終わったという状態にはならないと、こんなふうに理解しましたけれども、そうすると田島小学校、中学校、それから南郷中学校、今後金額的にはどのくらいかかる予定なのか、その点についてお伺いします。

○渡部康吉議長 学校教育課長。

○原田 稔学校教育課長 耐震化工事につきましては、いわゆる本年度から平成27年度までですべての学校で耐震化工事を完了したいというふうには考えてございます。それで、今後複数校にある学校につきましても、それ以外の学校につきましても、今のところまず総事業費として22年度から27年度までで約29億程度、総事業費を今のところ見込んでいる状態でございます。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 そうすると29億円ですから、これ、できれば、これは入札のほうと関係ありますけれども、これが町の業者ですべてできるということになると、相当経済的な効果も見込まれると思うんですけれども、そこで、これは副町長のほうがいいのか。入札関係で、私、産業建設委員の委員長やっていますからあれなんですけれども、今回臨時議会ということで詳しいこと出なかったんですけれども、我々午後から入札の勉強会を行います。その参考にもしたいと思っておりますので、よその市町村では、要するに町にこのくらいふだん貢献しているとか、そういったことを勘案しながら総合的な入札方法に持っていこうというところが多いかと思うんですけれども、その辺は入札の委員長としては、どんなふうに考えているのか、

ちょっとお伺いしたいと思います。

○渡部康吉議長 副町長。

○渡部龍一副町長 お答えいたします。

先ほど、入札の関係で町長からご答弁がありましたとおり、今福島県ではいわゆる条件つきとはいえ一般競争入札制度を導入いたしております。

本町におきましては、旧来といたしますか、制度は少し変わっておりますが、指名競争入札制度を維持させていただいております。その指名競争入札制度でも午後から勉強会があるというふうに聞いておりますが、それぞれの町に入札の指名参加願をいただいている業者について客観的、要するに評価をしております。それは、通常ランク制といたしますか、そういったことで本町でも県の評価を参考にさせていただいて町としてのランクづけをし、その中でそれぞれの業種に合った指名競争入札ということで実施しておりますので、今、福島県がやっている総合評価については、今後本町としてはいわゆる検討課題といたしますか、その総合評価方式によっても膨大な事務量があつて、先生のおっしゃった方法の中でも、県としても今後新たな方向にまた検討していくというような考え方も聞いておりますので、お互いに情報交換しながら、いわゆる町長言いました公平、公正、透明化に向けた入札制度について本町としても新たな検討をしていきたいと、そのように考えております。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 耐震工事だけでも29億円という言葉が出てきたわけです。そうすると、町の業者にとっては自分がもしランクづけを上げたいとか、努力すればこういった工事に参加できるなという少し希望が出てくるんじゃないかと思えますよ。そういう意味でも、私は町のほうとしてこれからゆっくり検討じゃなくて、早急に総合的な入札に関して勉強をして、町の業者に勇気を与えられるような入札の方向にすべきだと、私は早急にすべきだと思うんですけれども、町の考えをお伺いします。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

先ほどもお答えしましたけれども、その中でちょっと十分理解されなかったのかなと、そういうようなニュアンス受けたんですが、この耐震化にこだわれば、やはりいろいろな工法がありまして、その中で実際に今、その校舎の今の構造とか、そういうことによってまた耐震化のほうも変わるのかなと。そうした中でその技術そのものが、じゃこの地元の業者で全部対応できるのかと、そういう課題もこのことに関してはあると思えます。ですから、いずれにしまし

でも、そういう町が発注する公共事業、その事業内容によりましては、今のようなすべてが該当するような入札方法をとれないかもしれません。ですけれども、基本的にはやはり町の業者さんがとれるような仕組みといたしますか、後は業者さんに勉強していただいて、技術磨いていただいて、そのように対応できるような企業に育てほしいと、そのような基本的な考え持っていますから、できるだけ町としては地元の業者に発注できるようなことを考えていきたい。そういう中で、くどいようですけれども、公平、公正、透明化ということを強く求めていくと、そのような考えであります。そのようなことでありますから、どうぞその点、基本的な部分、ご了解願いたいなど、そのように思います。

○渡部康吉議長 12番、星登志一君。

○12番 星 登志一議員 今の町長の答弁で大体わかりましたので、とにかく町の活性化につながるような、そういった入札の改革も考えていただきたいと思います。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 農業問題、やはりこう現況の状況を踏まえて、ちょっとお聞きしないわけにはと思って、こう町長の考え、つまり一つは農業、農林関係は13ページのほうですので、一般補正ですね。

これは、議案の中には減額補正の改定に伴う、それでまた今、それと強引に絡めまして、この大事な時期になぜ減額するかということも踏まえてやはり聞きたいのは、先ほども町長も給与改定に伴う答弁の中で、この農業の厳しい情勢ということを行いましたので、十分認識されているとは思いますが、それを改めてこの米価の下落、等級の下落といたしますか、これを踏まえて、そしてなぜ今回この補正に、ただ間に合わなかったのか、検討しているのかと。そういう農業に対する町のこの政策について、あえて臨時議会の質問の趣旨に合わなければ却下されても結構ですが、今の時下においては緊急な質問ですので、もしもそれは答弁は議長の采配、町長にお任せしますが、しかしいずれ出てくるのか、それ検討中なのか、踏まえて町長の現状の認識とその考えをお聞きしたいと思います。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 お答えします。

ことし、この南会津町の農業の販売の状況ですか、園芸作物、トマトとか、その他のものに関しては当初滑り出しは物すごくよくて、大変私も期待しておったわけでございますけれども、

後半ちょっとこう加速度が落ちてきたと、そのような状況にあること。もう今、総額的なことはよく把握しておりませんが、そのような状況にあると。

それから、所得戸別補償の関係もありまして、特に米、これは夏の間の異常な高温と、そういうことで品質低下が起こっていると。そして、そこに所得補償の影響といたしますか、そういう中で米の価格がもう思った以上に下落していると。そのような状況でありますけれども、今、その推移を見守っているところであります。

そういう中で、依然としてやはりこれだけ雇用状況が厳しい中で、南会津町としましては、第1次産業、特に農業には雇用、あるいはそういうような今後の町の振興を期待していきたいと、そのように思っていますし、そういう中で町としても、来年度に向けて新しい仕組みづくりを今いろいろ検討して、これからの来年度の予算の中で反映していきたいと、そのように考えているところでございます。

そういうようなわけで、確かに今の米価はかなり下落率が大きくて大変だと、そのような現状認識の中にありますけれども、それに対しての状況というものは、対応というものは、今後いろいろなことを、情報を把握しながら対応できるものは対応していければなど、そのように考えています。まだ、具体的なことは考えておりません。

そして、もう一つは、国のTPPの問題もありますけれども、これも大きな問題でありまして、私はこれを何とか国は見直してほしいといたしますか、農業全般にかかわる重大な、そして、ましてや私どもの地方にとっては、本当にこの地域の存在すら左右する重大な課題であると、そのように認識をしておりますから、県を通して国に、これらに対して十分考え直していただくような要望をしまいたいと、またしています。そのようなことで今考えております。

ですから、今のような状況の中で、今現在の具体的なものというよりも来年度に向けて、じゃどのようにしてその振興を図っていけるかということを検討しておりますし、来年度の、かなり煮詰まってはきていますけれども、皆さんにこれから提示できることと、そのように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部康吉議長 4番、馬場信作君。

○4番 馬場信作議員 ある答弁ありましたので、今の答弁は、今の下落の状況をよく推移を……

〔「議長」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 はい。

〔「議長、何質問してもいいんですか、今回は」「やっってください、や

ってください、どんどん……」と言う者あり]

○4番 馬場信作議員 ……見守って、いや、この議会に全然米価関連の質疑がないというのでは、そういう議会では私は本当に情けないと思うんで、あえて、ましてや町長の考えを聞いてぜひ安心感が欲しい、あるいはどういう考えを持っているかを、私は明確にするのは必要だと思っています。

この中で、JAなり県なり、それぞれ他の自治体でも独自の案、出しています。この中で今の答弁では来年度に向けてはしっかりやるという一つの考えを示されたわけですが、しかし当面、今困っているのは、やはりことしの秋なんです。中核農家にとっては地代の支払い、あるいは小規模農家にとっては委託料といいますか農作業委託ですね、今からその支払いとか、それが下落と、そして等級の低下による二重、下落はもしかしたらそれは人為的な面あるかと思いますが、私は等級不足に限っていえば、それ自然災害だと思うんですよ。それに対する何かしら、私は共済制度の中でも救済されないこの問題を何かしら、今回は間に合わなかったにしろ、もう早急に12月定例議会とか、そういうものはないものかと思って、あえて私は緊急を要するのでこの質問をしたわけです。

以上、質問と要望しておきますが、後は議長の采配に任せます。以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第107号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第8、議案第107号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第107号 平成22年度南会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ1,158万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,181万3,000円とするものであります。

その内容は、歳出は期末勤勉手当の支給月数の引き下げ及び職員の会計間異動等による人件費の補正でありまして、歳入はこれら減額となる人件費の一般会計からの繰入金の補正であります。よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第108号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第9、議案第108号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第108号 平成22年度南会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ2万7,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億1,197万3,000円とするものであります。

その内容は、期末勤勉手当の支給月数の引き下げ等に基づく人件費の補正でありまして、歳入は減額となる人件費の一般会計からの繰入金の補正であります。よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第109号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第10、議案第109号 平成22年度南会津町介護保険特別会計補正

予算（第2号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第109号 平成22年度南会津町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ667万8,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ16億434万円とするものであります。

その内容は、期末勤勉手当の支給月数の引き下げ等に基づく補正のほか、職員の会計間の異動に伴う人件費の補正であります。

歳入は、それに伴う一般会計からの繰入金の補正であります。よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1点だけ。介護保険、今、国では新聞や何かで非常に介護保険が使われていて料金が約1,000円ぐらい、5,000円幾らに上がるというあれも出ていますが、南会津町としては、どのぐらいの計画をしているのか、予想しているのか、予算で上がってきたときではもう見つけませんので、もし現時点でわかれば。

○渡部康吉議長 健康福祉課長。

○渡部 仁健康福祉課長 お答えいたします。

介護保険料につきましては、それぞれ3年間計画を立てて、3年間は同じ保険料というようなことで実施をしているわけですが、現在は第5次介護保険計画に基づきまして23年度までは現在の保険料、それから24、25、26が第5次の介護保険計画を、今後平成23年度1年間かけまして立てていくわけなんですけれども、その3年間にどれだけの介護保険の需要があるのか、例えば、老人ホームに何人入所するのか、老人保健施設に何人入所するか、訪問介護はどの程度利用するのか、そういったものをある程度国から示されたもの等を計算しまして、また町独自で地域密着型サービスの計画も今つくっておりまして、例えば今回できます小規模通所介護事業所、そういったものもその3年の中にどの程度盛り込むのかというようなことで、それによって保険料を決めていくというようなことで、国が今現在5,000円という

ようなことになると、上限で5,000円というようなことになってはいますが、南会津町としては4,000円から4,500円ぐらいの間でなるべく、金額はちょっと今のところ断言できませんけれども、負担にならないように、またサービスが多ければ、当然介護保険料は上がってくるわけなんですけれども、そのバランスを考えながら適正な保険料を検討してまいりたいと、そんなふう考えております。

○渡部康吉議長 17番、芳賀沼順一君。

○17番 芳賀沼順一議員 1年間という時間はありますが、今私たち議会はほとんどこの審議会とか、いろんなものから抜けていますので、当然予算とか何かで入ってこないとわかりません。そういうことで、今後介護保険あるいは国保、住宅、いろいろありますが、保険料改定は突然の議会提出でもいいんでしょうけれども、それ以前に各所管の委員会、議会始まる前に臨時委員会をしてもいいですから、もしも示せるものであれば、そういう早目のお示しをお願いして質問を終わります。

〔「答弁は」と言う者あり〕

○17番 芳賀沼順一議員 いや、よろしいです。

〔「関連あり」と言う者あり〕

○17番 芳賀沼順一議員 じゃ、まず早目に説明していただきたい。

○渡部康吉議長 町長。

○大宅宗吉町長 町の情報は、皆さん方に逆に情報提供した中で余り過激な予想されると困るんですが、私はできるだけ情報公開をしていきたいと、事前であっても、できることから。そのようなことを基本に思っております。決して隠すものではありませんし、いずれ皆さんに事業を提示するときにはわかるわけですから、皆さん方にも一緒に事業の計画等、逆に知恵をいただければありがたいかなとも思いますし、ですから基本的にはそう思います。今回も今課長が答弁したとおりでございますけれども、やはり皆さん方、その直前に出されると、そのような状況も、間々私も議会にいましたから、そのようなことを体験していましたし、ですから、そのようなことをできるだけ少なくできるように努力してまいりたいと、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたしたいと、そのように思っています。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第110号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第11、議案第110号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第110号 平成22年度南会津町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出の総額をそのままとし、歳出予算の款を補正するものであります。

その内容は、第1款土木費で期末勤勉手当の支給月数の引き下げ等に基づく補正のほか、職員の異動に伴う人件費を43万1,000円減額し、第3款予備費を43万1,000円増額補正するものであります。よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

11番、湯田秀春君。

○11番 湯田秀春議員 数字どうのこのじゃないけれども、一応勉強のためにちょっとお聞きしたいんですけども、補正予算、補正2の2の公共下水道というのと、その下にある特定環境保全下水道と、どういう違いがあるのか、これを一緒というのはできないのか、その辺をご説明いただきたいと思います。

○渡部康吉議長 環境水道課長。

○星 恵助環境水道課長 お答えいたします。

第2項の公共下水道事業費は、田島地域で行っています公共下水道事業であります。第3項の特定環境保全下水道事業は、南郷地域で行っています下水道事業でありまして、国交省でいづれも補助を出しているわけなんですけれども、これは対象地域が人口比でありまして、大きいか少ないかで特定環境のほうになってしまうところであります。

以上です。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第111号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第12、議案第111号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第111号 平成22年度南会津町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出それぞれ70万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億

5,499万9,000円とするものであります。

歳入は、第4款繰入金で、一般会計補正予算でご説明いたしました糸沢地区の流雪溝整備事業に伴う配水管布設がえの補償繰入金70万円の追加補正であります。

歳出の第1款簡易水道事業費は、一般会計から繰り入れする配水管布設がえの補償工事費と、期末勤勉手当の支給月数の引き下げ等に基づく人件費の補正で48万3,000円の追加補正であります。

第3款予備費は、歳入との関連で21万7,000円を追加するものであります。よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎議案第112号の上程、説明、質疑、討論、採決

○渡部康吉議長 次に、日程第13、議案第112号 平成22年度南会津町水道事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○大宅宗吉町長 議案第112号 平成22年度南会津町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的支出の予定額を15万2,000円追加し、1億4,697万4,000円とするものであります。

その内容は、期末勤勉手当の引き下げ等に基づく補正のほか、職員の異動に伴う人件費の追加補正であります。よろしくご審議を賜りましてご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上であります。

○渡部康吉議長 直ちに質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、平野昌盛君

○14番 平野昌盛議員 この予算の予算書の第2条、この件に関して以前に質問した覚えもございませんが、改めて質問させていただきます。

と申しますのは、今、提案理由の説明がありましたが、内容的には支出の補正のみであります。第2条には、右端のほうに収益的収入及び支出の予算がこうということがございますが、これは内容的に支出の補正ですので、この収入というこの文字は要らないと思いますが、「収入及び」という文字ですね。その点、どうなのか伺います。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えします。

この補正予算、または当初予算でもそうなのですが、この上水会計につきましては、公営企業法の適用を受けながら公営企業法の財務規則にのっとって補正をしているところでございまして、今おただしのありました内容につきましては、確かに収益的な収入につきましては、今回の補正はございませんけれども、文言といたしまして、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額ですので、そのうち支出の予定額を今回補正をさせていただいたと、こういうような解釈でお願いしたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 今、答弁いただきましたが、第3条に定めた収入及び支出の関係とというようなことでございましたが、第3条に定めたうちの支出の補正ということにはできないですと。なお、この公営企業の財務規則とか申されましたが、それを示していただきたいと思っております。

以上です。前に言ったことあるよな。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

説明したのは、先ほどのとおりでございまして、公営企業法の標準的な予算のつくり方、それから補正予算のつくり方、これに準拠をしながら作成しているところですので、ご理解をいただきたいと思います。また、その内容についてお示しいただきたいというお話でありましたが、機会があった段階でお示しをさせていただきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 例えば、もう終わりましたんでございますが、議案第110号、ここには歳入歳出予算の第1条ですか、総額をそのままとして歳出予算の補正と、こういうふうとうたっております。これは、内容的にもこの文句は合っている。

この会計だけが、そういった企業会計の様式に沿ったということでございますが、一般会計、特別会計においても同じような規則が、同類のような規則があるんじゃないかという。やはり、ここはわかりやすく収入の補正はしていないんだから、支出の補正だけの文言でよろしいかと思えます。そして、その根拠となる公営企業のその条文ですか、それは何か参考書があらうかと思えますが、その分だけでよろしいので、きょう中にコピーでもいただきたいと思えます。お願いします。

○渡部康吉議長 総務課長。

○室井 裕総務課長 お答えいたします。

繰り返しになりますが、公営企業法の会計の予算のつくり方の標準例に基づいて作成をしておりますので、ご理解をいただきたいと思えますが、お話ありましたやつ、こだわるわけではございませんので、すべてこれだということでもなくても標準例ですから、あくまでも。お話をありました内容でちょっと表現上理解しづらいということであれば、これについては考え方を一部変えてもよろしいのかなと思えます。

それから、標準例についてのコピーを欲しいということでございますが、これについてはお昼休みでもお届けさせていただきます。

○渡部康吉議長 14番、平野昌盛君。

○14番 平野昌盛議員 この第2条の表現では非常に理解しがたいので、今答弁ありましたように、ぜひともそのようにお願いしたいと思えます。

以上で終わります。

○渡部康吉議長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○渡部康吉議長 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎閉議の宣告

○渡部康吉議長 これをもって本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。



◎閉会の宣告

○渡部康吉議長 以上をもちまして、平成22年第4回南会津町議会臨時会を閉会いたします。

慎重なご審議、まことにありがとうございました。

閉会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員